

2022年11月発行



赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA



目次

| | |
|-----------------------|----|
| 田川地区斎場組合議会定例会 | 2 |
| 町村議会常任・議運委員長及び副委員長研修会 | 2 |
| 第8回赤村議会9月定例会議案内容 | 3 |
| 第8回赤村議会9月定例会議案採決の状況 | 4 |
| 委員長報告 | 5 |
| 一般質問 | 6~ |
| 福岡県町村監査委員協議会総会、出席行事 | 10 |

令和4年第2回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

田川地区斎場組合議会定例会が8月5日(金)に田川青少年文化ホールで開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり認定・可決・同意されました。

認定第1号 令和3年度田川地区斎場組合歳入歳出決算の認定について

令和3年度において、歳入決算額155,618,341円、歳出決算額146,177,110円、歳入歳出差引額9,441,231円としたもの。

議案第3号 令和4年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ190,928千円とするもの。

議案第4号 田川地区斎場組合監査委員(議選者)の選任について

田川地区斎場組合議員のうちから選任する畠田勝廣議員の任期が、令和4年7月21日付をもって満了したことから、新たに議会選出の監査委員を選任する必要が生じたもの。畠田勝廣議員が選任同意されました。

町村議会常任・議運委員長及び副委員長研修会

福岡県町村議會議長会主催の研修会が8月18日(木)に福岡県自治会館(福岡市)で開催され、春本雪夫議員、中村勇紀議員、原隆康議員及び佐武富實議員が出席しました。

元全国都道府県議會議長会 事務局次長の内田一夫氏を講師に迎え、「委員会の進め方と地方議会をめぐる諸問題について」と題した講演を聞くことができました。

委員会の設置目的等、委員会の役割や今議員に求められているのは、どのようなことなのか、様々な事例をあげながら説明をしていただきました。更に福岡県議会で可決された条例「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」をベースとしてハラスメント防止のための取り組みや課題についても説明をいただき大変有意義な研修となりました。



第8回赤村議会9月定例会

期日/令和4年9月8日～13日

赤村議会9月定例会が9月8日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、一般質問が行われた後に、専決処分に関する案件1件、人事に関する案件1件、条例の一部改正に関する案件3件、補正予算3件、決算の認定案件5件の合計13案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件承認、同意、可決及び認定して9月13日に閉会しました。

| 議案等番号 | 件名 | 内容 | 結果 |
|------------|--|---|----|
| 報告 第5号 | 令和3年度赤村財政健全化判断比率の報告について | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度赤村財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するもの。 | |
| 承認 第7号 | 専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第2号)〕 | 4,891千円を増額し、歳入歳出それぞれ3,174,382千円とするもの。 補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度新たに住民税非課税等になつた世帯に対し、臨時特別給付金の支給方針が示されたことにより、住民税の均等割が非課税である世帯及び家計急変世帯に対する経済支援を早期に実施するため。歳入は、国庫支出金。 | 承認 |
| 同意 第3号 | 赤村教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて | 赤村教育委員会委員 中山 榮一 氏が6月30日をもって辞任したことに伴い、新たに 太田 勝征 氏を任命するため、議会の同意を求めるもの。 | 同意 |
| 議案 第23号 | 赤村議會議員及び赤村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和4年4月6日に施行されたことに伴い、赤村議會議員選挙及び村長選挙における選挙運動の公費負担に関する規定の見直しを行うため、この改正を行うもの。内容としては、選挙運動用自動車借入額等の上限額を引き上げるもの。 | |
| 議案 第24号 | 赤村一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件、取得回数制限の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備及び育児参加のための休暇の対象期間拡大等について必要な事項を定めるため、この改正を行うもの。 | |
| 議案 第25号 | 赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について | 柳場団地解体工事が令和4年3月に完了したことに伴い、この改正を行うもの。 | |
| 議案 第26号 | 令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第3号) | 40,885千円増額し、歳入歳出それぞれ3,215,267千円とする。 補正の主な内容は、人事異動等による人件費の増減、源じいの森に係る修繕及び維持補修費に伴う源じいの森整備事業費の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増、コミュニティ広場グラウンド改修等に係る体育施設管理費の増。 歳入は、国庫支出金等の特定財源、地方交付税の一般財源。 | 可決 |
| 議案 第27号 | 令和4年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号) | 777千円増額し、歳入歳出368,722千円とするもの。 補正の主な内容は新型コロナウイルスに係る傷病手当金の増、国の制度改正によるシステム改修によるもの。 歳入は、県負担金・補助金の特定財源及び一般会計からの繰入金の一般財源。 | |

| 議案等番号 | 件 名 | 内 容 | | | | | | 結果 |
|-------------|-------------------------------------|---|----------------|-------|----------------|-------|----------------|----|
| 議 案 第28号 | 令和4年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号) | 2,414千円増額し、歳入歳出それぞれ131,296千円とするもの。 補正の主な内容は、水道本管、給水管等の修繕料等の増。歳入は、水道使用料の一般財源。 | | | | | | 可決 |
| 認 定 第1号 | 令和3年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について | 予 算 額 | 4,175,603,000円 | 歳入決算額 | 3,740,143,305円 | 歳出決算額 | 3,673,530,099円 | |
| | | 差 引 残 額 | 66,613,206円 | 繰越明許費 | 3,257,000円 | 実質収支額 | 63,356,206円 | |
| 認 定 第2号 | 令和3年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 予 算 額 | 378,673,000円 | 歳入決算額 | 372,610,221円 | 歳出決算額 | 361,117,078円 | 認定 |
| 認 定 第3号 | 令和3年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について | 予 算 額 | 148,361,000円 | 歳入決算額 | 136,401,788円 | 歳出決算額 | 136,119,704円 | |
| 認 定 第4号 | 令和3年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 予 算 額 | 25,819,000円 | 歳入決算額 | 1,731,660円 | 歳出決算額 | 24,462,366円 | |
| 認 定 第5号 | 令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 予 算 額 | 48,132,000円 | 歳入決算額 | 47,676,871円 | 歳出決算額 | 47,645,921円 | |
| | | 差 引 残 額 | 30,950円 | | | | | |

第8回赤村議会9月定例会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

| 番 号 | 議 案 名 | 結 果 | 議 員 の 賛 否 | | | | | | | | |
|--------------|--|-----|-----------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 春 本 雪 夫 | 中 村 勇 紀 | 大 場 謙 一 | 小 林 慧 | 原 隆 康 | 佐 武 富 實 | 馬 田 和 博 | 大 場 信 司 | 春 本 敏 典 |
| 承 認 第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第2号)〕 | 承認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ |
| 同 意 第 3 号 | 赤村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 同意 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ |
| 議 案 第23号 | 赤村議會議員及び赤村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ |
| 議 案 第24号 | 赤村一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 議案名 | 結果 | 議員の賛否 | | | | | | | | |
|--------|-------------------------------------|----|-------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|
| | | | 春本雪夫 | 中村勇紀 | 大場謙一 | 小林慧 | 原隆康 | 佐武富實 | 馬田和博 | 大場信司 | 春本敏典 |
| 議案第25号 | 赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第26号 | 令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第27号 | 令和4年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第28号 | 令和4年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認定第1号 | 令和3年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認定第2号 | 令和3年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認定第3号 | 令和3年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認定第4号 | 令和3年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認定第5号 | 令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ |

総務文教 常任委員会 委員長報告

委員長
佐武 富實



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第26号、令和4年度赤村一般会計補正予算補正第3号は全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第1号、令和3年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定は、全員一致をもって認定することと決定しました。

産業経済厚生等 常任委員会 委員長報告

委員長
春本 雪夫



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第27号、令和4年度赤村国民健康保険特別会計補正予算補正第1号及び議案第28号、令和4年度赤村簡易水道特別会計補正予算補正第1号は、全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第2号、令和3年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、令和3年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和3年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全員一致をもって認定することと決定しました。

あか村 まち・ひと・しぐこと

総合戦略の基本目標

(稼ぐ地域をつくるとともに)
安心して働けるようにする

小林 慧 議員



努めている。また、昨年度から優秀な人材の経営管理を目的に国庫事業の継続支援を村単独で行わせていただいている。

1点目の質問。村長の農業整備事業を活用した村の取り組みの計画づくりと実施計画があるのかどうか、何年計画されているのか。

答 道村長

計画につきましては、1年

から5年計画ということです。計画の段階を考えている。水田農業を主産業の第1番目と考えております。2番目として、いかに近代化施設等を導入し、おいしい米づくりが赤村の一番。具体的なことは各審議会の中で進めていきたい。

答 道村長

1年から5年計画と言われました。1年目は、いつから始められるんですか。

答 溝邊産業建設課長

令和4年度に計画、農村整

備事業や（国の事業）梅ノ木谷の堤体工事の劣化状況調査、県単独事業です。赤村全土水路工で8箇所、農道舗装で4箇所、浚渫工1箇所で、計13箇所です。水路工2箇所については、令和4年度は2箇所工事、また赤村全体を見通して用排水路工事等を実施したい。早急に対応したい。

答 道村長

毎年地元からの要望状況等を踏まえ、農村環境整備事業計画等を作成し、県に提出している。

人材確保に関する件は、国庫事業である新規事業、農業者育成総合対策事業等を活用し、人材育成に

としての予算の獲得状況について。

答 溝邊産業建設課長

事業をするのは、2箇所が

1年間で精一杯です。順次事業を実施してまいりたい。職員には、もう3箇所ぐらいどうにか出来ないかというふうに考えております。協議中。

答 道村長

計画を最大限に活用して、予算獲得に村長も動いてい

ただきたい。安心して農業をしていただけた、特に若い方が将来希望の持てる状況を早急につくついただきたい。

答 道村長

2点目の質問。人材確保について、どう確保しようとしているのか。

答 道村長

1年から5年計画と言わ

ました。1年目は、いつから始められるんですか。

答 溝邊産業建設課長

令和4年度に計画、農村整

備事業や（国の事業）梅ノ木谷の堤体工事の劣化状況調査、県単独事業です。赤村全土水路工で8箇所、農道舗装で4箇所、浚渫工1箇所で、計13箇所です。水路工2箇所については、令和4年度は2箇所工事、また赤村全体を見通して用排水路工事等を実施したい。早急に対応したい。

答 道村長

毎年地元からの要望状況等を踏まえ、農村環境整備事業計画等を作成し、県に提出している。

人材確保に関する件は、国庫事業である新規事業、農業者育成総合対策事業等を活用し、人材育成に

りますが、村長からの具体的な諮詢が示されていないという感覚があります。村長本人から直接言葉をいただきたい。

答 道村長

今若い人たちが本当に困っている、その具体的な意見があると思います。今後真剣に耕作者、農業地権者の関係者と村はひざを交えて検討する必要があると思つています。

答 道村長

村長が言われている事業の国、県、単独などを併せて（人・農地プラン、中間管理事業、農業者育成対策）、これらを事務サイドに指示していただき、村のモデルとなる地域をつくり上げる意気込みをお願い致します。

答 道村長

やる気のある地域、農業を真剣に考えて、若い方々の思いや意気込みの中での一つの事例モデ

ルができれば私はこの赤村がさらには農業、農村の美しい農業環境保全の村に発展すると思いますので、皆様の協力をお願いしてやつていただきたいと思います。

答 道村長

やる気のある地域、農業を

真剣に考えて、若い方々の思いや意気込みの中での一つの事例モデルができれば私はこの赤村がさらには農業、農村の美しい農業環境保全の村に発展すると思いますので、皆様の協力をお願いしてやつていただきたいと思います。

答 道村長

村長の意気込みを大いに感

じることができました。村長の熱い言葉と職員の高い事務能力や折衝能力を活かして、5年間の整備や人材育成事業をお願い致します。

特産物センター前の 河川について

馬田 和博 議員



特産物センター前の河川整備の進捗状況は何割くらいか。また、整備の終わつた箇所の管理はどこがするのか。

答 道村長
工事の進捗状況は、約5割。管理は県から村に移行されていないため、現時点では県が管理する。

せっかく整備したのに、草が生い茂り散歩もできる状態ではないが、村の方で草刈りはできないのか。

答 溝邊産業建設課長
10月くらいに工事の続きがあると思うが、工事の前に県が草

刈りを実施する。
将来的には、村の方も管理に携わっていかなければと考えている。

村内の方や特産物センターに買い物に来るお客さんに気持ちよく利用してもらえる環境を作つてもらいたい。

公園整備について

子育て世代の方から「赤村つて公園無いよね」ってよく言われるが、子ども達が自由に遊べる公園の整備計画は無いのか。

答 道村長
現在赤村に公園と呼べる施設は無く、今のところ整備計画もない。理由として赤村は自然に恵まれており、自然と触れ合える場所があること、また少子化の時代となる中で、費用対効果が無いこと。

費用対効果を考えるなら、添田町や大任町のように、特産物センターに隣接した公園を整備して、村内の子どもだけでなく村外からも来てもらい、交流人口を増やし、特産物センターも賑わせたらどうか。

費用対効果を考えるなら、添田町や大任町のように、特産物センターに隣接した公園を整備して、村内の子どもだけでなく村外からも来てもらい、交流人口を増やし、特産物センターも賑わせたらどうか。

答 道村長
今後検討していくたいと思う。



赤村簡易水道事業の老朽化し

た水道本管の布設替え、未給水地域の解消等質問してきたが、昨年度から水道本管の布設替え、今年度からは未給水地域の飲料水確保対策事業の制定など一定の進展はあつた

大場 謙一 議員



問

赤村簡易水道事業経営戦略の目的はなにか。

答

赤村簡易水道事業経営戦略のはじめの検討

また、未給水地域の解消策の検討はしたのか。

施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等で経営状況の悪化が見込まれ、経営健全化を目的に10年間の経営戦略を策定した。未給水地域対策としては、検討した結果飲料水確保対策補助金制度を創設した。

答

溝邊 産業建設課長

ロポーナル方式で業者に提案させた。内容は簡易水道事業が持つ資産評価、法適用移行支援業務、企業会計システム導入などです。

ト調査を実施して意見を聞いた。検討した結果、井戸の新設や井戸の維持管理に係る費用の補助事業を実施することにした。

今後は水道管を布設してのサービスは検討しないのか。

新たな浄水場を検討すれば全村給水されると考えている。

飲料水確保対策事業の具体的な内容と利用状況は。

住民課長

井戸の新設・改修工事は工事費の半額、水質検査は全額補助することにした。

現在までに、井戸の新設2件、改修8件、水質検査8件の申請があつた。

新たに浄水場を建設する時は、村内全域に給水できるようにお願いしたい。

村長は会計処理の方式が単式簿記から複式簿記に変わり、今までの現金收支だけでなく水道会計の持つ資産を含むより正確な財産処理が作成され経営状況の把握ができるになると答えているが何を提案させたのか。

答

溝邊 産業建設課長

令和6年から公営事業会計に移行する。移行するための作業を確

保は急がれるのではないか。

溝邊 産業建設課長

梅ノ木ため池は令和6年9月から堤体の工事が始まる。工事が始まれば水は取れなくなる。伏流水が取れなくなつた場合認可替えを県と協議している。

ため池の工事は3年くらいかかる、その間の水道水は大丈夫なのか。基本計画の中で十津川水系の水を検討しているではないか。

溝邊 産業建設課長

梅ノ木ため池の工事が始まれば、水系の田植えも地元の水利組合と協議が必要と考えております。十津川の水を活用するため、平山ため池の浚渫工事を計画している。

答

溝邊 産業建設課長

梅ノ木ため池も農業用水が主体、基本計画策定時に十津川水系の水量調査をしている。水道水の確保、農業用水確保のため早急に地元の水利組合と協議を始め手続きを踏んでもらいたい。

答

道 村 長

梅ノ木ため池の工事は平山ため池の水が無いと工事は出来ないと考えております。今からでもその準備をして行きたい。平山ため池の活用について調査検討をして地元の水利組合と協議していきます。

問

道 村 長

梅ノ木ため池の工事は平山ため池の水が無いと工事は出来ないと考えており、今からでもその準備をして行きたい。平山ため池の活用について調査検討をして地元の水利組合と協議していきます。

赤村の村道及び農業用水路について

大場 信司 議員



農業用水路について

大場 信司 議員

を行っております。県道につきましては、今後関係機関と連携して要望をするなど対応していきたいと考えております。

問

油須原地区の村道通学路について、田中店から郵便局、

油須原駅に行く通りに道路にはみ出している植木ですけど、通行に非常に危険だが行政指導はしないのですか。道路交通法第30条、道路構造令第12条に付されていると

思いますが、道にかかるっている植木は行政の方が植えている植木は行政の方が植えている家の方々に指導をして切つてもらわないと。例えば、油須原のコミュニティセンター前にある低い植木、結構邪魔になつて事故が起つて可能性があるんですけど、どういうふうにしていくんですか。

赤村が管理すべき村道について、どれくらい危険な村道があるのか把握しているか。交通事故が起きそうな場所、通学路の危険な場所等、今後どのようにして村民の安全を守つていくのかを答えてください。

答 溝邊 産業建設課長

具体的な件数は把握しています。

教育長にも答弁をお願いします。

答 繩田 教育長

通学路の危険箇所につきま

しては、毎学期初めに全職員で点検を行っています。特に県道の5箇所の危険想定箇所を中心に点検

答 繩田 教育長

昨年の夏の点検におきましては、木が通学路に覆いかぶさつたという箇所が数箇所あつたと

持ち主さんと話し合いをして改善させていただきましたが、今年度は報告が上がつていません。再度油須原地区におきまして点検をさせていただき、改善の道を探りたいと思つております。

問

児童の安全、通学路の安全確保、交通事故が起きない

よう早急にするべきと思います。今まで何十年もしてないでしょう。数えただけで5、6件くらいの方が出てます。2・5mの高さ以上はだめ。車の通行で4・5m以上から被さつたらだめ。それは持ち主の方が切る。ということを家の持ち主、庭の持ち主に指導するべきです。行政指導を。教育長は特別にしてください。

答 繩田 教育長

田中店から油須原駅の方に向けて今度現地調査をしまして、

村道にはみ出している木については、その所有者の了解のもと、所

ません。

答 溝邊 産業建設課長

教育委員会の方もお願いしま

度調査し、早急に改善していきたく思つております。

問 数年前に吉永・吉永橋から

このまでの通学路を小中併せて27

0人くらいですか、その割程度の生徒が通つてゐんですよ、前に質問したときにどうにかならないかと。あんな危険なところ。道は狭い、電柱は横に立つてゐる。その後進捗はあるんですか。

答

繩田 教育長

村民の方々にここは通学路

ですからスピードを出さないようになります。その後対策は、現在のところどうおりません。

問

産業建設課長と教育委員会が

話して予算を付けてください

よ、村民の命・児童の命を守ることをちゃんとしてください。

答

繩田 教育長

議員のおつしやるとおりで

早急な課題というふうに私も考えております。油須原地区の件と同様にこの件におきましても、学校

それから産業建設課等々連携をとつて対応する手立てを考えていきたいと思つております。

答 溝邊 産業建設課長

私は村民全体の事を考えて

おりますので、赤村全体をもう一

福岡県町村 監査委員協議会総会



福岡県町村監査委員協議会総会が7月29日に福岡県自治会館で開催され、中村宏幸代表監査委員と佐武富實監査委員が出席しました。

宗岡信之会長（岡垣町代表監査委員）のあいさつで始まり、令和3年度福岡県町村監査委員協議会歳入歳出決算の認定について審議され、議案の承認を得て閉会しました。

総会終了後、宗岡信之会長による講話があり、監査事務の留意点や内部統制について、国税庁職員であった自身の経験を活かした岡垣町監査委員としての活動状況や取り組みを交えて話していました。

また、今まで国や県に対して行ってきた監査機能の充実強化に関する要望を、これからは出席監査委員の地元町村に対して働きかけることができるよう、県監査委員協議会としての指針等を今後示していくと話されていました。

赤村議会議員 8月 出席行事

- 5日 田川地区斎場組合議会定例会(田川市)
- 18日 町村議会常任・議会運営委員長・副委員長研修会(福岡市)
- 19日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 22日～25日 決算審査・講評(住民センター・村内)
- 30日 決算審査講評(村長室)
議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 9月 出席行事

- 8日～13日 第8回赤村議会9月定例会(議場 他)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 10月 出席行事予定

- 13日 第9回赤村議会臨時会(議場 他)
議会広報委員会(住民センター)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 11月 出席行事予定

- 9日 町村議会議長全国大会(東京都)
- 9日～11日 赤村議会議員研修(東京都)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・
うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう